

議案第24号

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）の施行に伴い、連携施設等の確保の要件緩和を行うため、この案を提出するものである。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による」を「次のいずれかに該当するときは、」に改め、「に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を削り、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 1～3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 <u>前項(同項第2号に係る部分に限る。)</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 1～3 略</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>・市長が、特定地域型保育事業者の利用者に、当該保育の提供終了後も引き続き教育・保育を提供するよう優先的な取り扱いや必要な措置を講じている場合、連携施設の確保の規定を適用しないとされたことに伴う改正</p>